

VII 医薬品等の供給

1 災害時の医薬品等供給体制

- (1) 県・市町村・関係団体等による連携 VII-2
- (2) 県保健医療救護対策本部（衛生薬務課） VII-2
- (3) 医薬品等の区分 VII-2

2 医薬品等供給手順

- (1) 医療機関等 VII-3
- (2) 市町村災害対策本部 VII-3
- (3) 県 VII-3
- (4) 県医薬品卸協同組合 VII-4
- (5) 指定薬局等 VII-4
- (6) 県赤十字血液センター VII-4
- (7) 医療ガス協会県支部 VII-5
- (8) 県医療機器販売業協会 VII-5
- (9) 医薬品等の緊急搬送 VII-5

- 県備蓄医薬品等の供給フロー VII-6
- 応急供給医薬品等及び防疫用薬剤の供給フロー VII-7
- 緊急調達医薬品等の供給フロー VII-8

Ⅶ 医薬品等の供給

1 災害時の医薬品等供給体制

(1) 県・市町村・関係団体等による連携

災害時における、医薬品等の安定供給のための備蓄及び搬送については、県、市町村、県医師会、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合、生物学的製剤指定薬局等（以下「指定薬局等」という。）、日本赤十字社山梨県支部、日本産業・医療ガス協会関東地域本部山梨県支部（以下「医療ガス協会県支部」という。）、県医療機器販売業協会等が、相互に密接な連携を図りながら、消防機関、指定地方公共機関等の協力を得て行う。

(2) 県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）

県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）は、地区保健医療救護対策本部（保健所）を通じて医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要な医薬品等の供給について地区保健医療救護対策本部（保健所）を通じて必要とする医療機関、医療救護所、医療救護班及び薬局（以下Ⅵの項において「医療機関等」という。）に供給できるようにするなど、総合調整を図る。また、必要に応じて、医薬品等の供給に関する支援を厚生労働省や近隣都県などに要請する。

(3) 医薬品等の区分

医薬品等は、次の区分により供給する。

区分	内容	保管場所	参考
県備蓄医薬品等	協定、契約等により予め備蓄している災害拠点病院等医療機関、医療救護所及び医療救護班へ供給する医薬品等	県医薬品卸協同組合、指定薬局等	所定の実績簿、保管台帳等により受払を管理
応急供給医薬品等	県薬剤師会、県医薬品卸協同組合、県赤十字血液センター、医療ガス協会県支部及び県医療機器販売業協会への要請に基づき医療機関等へ供給される医薬品等	県薬剤師会、県医薬品卸協同組合、血液センター、医療ガス協会県支部及び県医療機器販売業協会	個々の受払簿、受領書等により品目・数量を管理
緊急調達医薬品等	県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）から厚生労働省又は他の都道府県等への要請に基づき供給される医薬品等	国、他の都道府県等	個々の受払簿、受領書等により品目・数量を管理

2 医薬品等供給手順

(1) 医療機関等

- ① 医療機関等は、医薬品等の必要な品目・数量及び保有する品目・数量を常時把握しておく。
- ② 医療機関等は、医薬品が不足すると見込まれる場合は、地区保健医療救護対策本部（保健所）に医薬品等の供給をFAX等で要請する。（別紙様式10参照）

(2) 市町村災害対策本部

市町村災害対策本部は、感染症等の蔓延を防ぐため防疫用薬剤が不足する場合には、地区保健医療救護対策本部（保健所）へ防疫用薬剤の供給要請を行う。

(3) 県

【地区保健医療救護対策本部（保健所）】

- ① 地区保健医療救護対策本部（保健所）は、医療機関等から不足医薬品等の供給要請があった場合は、速やかに県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）へ供給を要請する。
- ② 地区保健医療救護対策本部（保健所）は、県薬剤師会及び各地域薬剤師会と連携をとりながら、医薬品等の供給状況を把握する。
- ③ 地区保健医療救護対策本部（保健所）は、供給要請した県備蓄医薬品又は緊急調達医薬品が届いた場合、供給を要請した災害拠点病院等医療機関、医療救護所及び医療救護班へ公用車等を使用し搬送する。また、応急供給医薬品については、供給元から供給を要請した医療機関等へ直接搬送する。

ただし、搬送については、道路復旧状況により地区保健医療救護対策本部（保健所）、医療機関等及び県医薬品卸協同組合等が連携を図り対応することとする。

【県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）】

- ① 県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）は、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合、指定薬局等、県赤十字血液センター、医療ガス協会県支部及び県医療機器販売業協会の被害状況等を把握する（様式4）。
- ② 県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）は、地区保健医療救護対策本部（保健所）又は医療機関等からの医薬品等の供給要請を受けて、まず、県備蓄医薬品の供給を県医薬品卸協同組合（災害用備蓄医薬品等数量表参照）及び指定薬局等（乾燥ガスえそウマ抗毒素）に要請する。次に、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合、県赤十字血液センター、医療ガス協会県支部及び県医療機器販売業協会へ応急供給医薬品をFAX等で供給要請する。
- ③ 県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）は、市町村災害対策本部から防疫用薬剤の供給要請を受けた地区保健医療救護対策本部（保健所）からの要請を受けた場合、速やかに県医薬品卸協同組合に防疫用薬剤の供給を依頼する。

- ④ 県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）は、県内で医薬品等の供給が不足するおそれがある場合には、他都道府県又は厚生労働省に速やかに応援要請する。
- ⑤ 県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）は、被災地において調剤、医薬品の業務管理等で薬剤師が必要となった場合には、県薬剤師会へ薬剤師の派遣を依頼する。

(4) 県医薬品卸協同組合

- ① 県医薬品卸協同組合は、災害により大量の医薬品等の需要が見込まれる場合には、医薬品卸売販売業者から備蓄倉庫等の被害状況及び在庫状況の報告を求める。
- ② 県医薬品卸協同組合は①の報告を取りまとめ、県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）に報告する（様式4参照）。
- ③ 県医薬品卸協同組合は、県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）の医薬品等の供給要請に基づき、医薬品卸売販売業者を通じて医薬品等を速やかに供給する。
- ④ 県医薬品卸協同組合は、あらかじめ県公安委員会に対して届出している緊急通行車両等※やバイク等を使用して医薬品等を目的地へ供給する。ただし、陸上の輸送手段が失われている場合又は交通が途絶し、若しくは交通状態が悪く派遣に相当の時間を要するなどの場合は、必要に応じて、緊急車両、ヘリコプターその他の輸送手段について、県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）に要請する。

※緊急通行車両の事前届出手続きについては、資料編 P72「緊急通行車両の事前届出手続き」参照

(5) 指定薬局等

- ① 指定薬局等は、被害状況を県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）に報告する。
- ② 指定薬局等は、県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）からの要請に基づき、乾燥ガスエソウマ抗毒素を地区保健医療救護対策本部（保健所）を通じて医療機関等へ供給する。

(6) 県赤十字血液センター

- ① 県赤十字血液センターは、被害状況及び在庫状況を県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）に報告する。
- ② 県赤十字血液センターは、県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）等からの要請に基づき輸血用血液製剤を速やかに目的地に供給する。
- ③ 県赤十字血液センターは、あらかじめ県公安委員会に対して登録している緊急通行車両等やバイク等を使用して輸血用血液製剤を目的地へ供給する。ただし、陸上の輸送手段が失われている場合又は交通が途絶し、若しくは交通状態が悪く派遣に相当の時間を要するなどの場合は、必要に応じて、緊急車両、ヘリコプターその他の輸送手段について県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）に要請する。

(7) 医療ガス協会県支部

- ① 医療ガス協会県支部は、災害により大量の医療用ガスの需要が見込まれる場合には、医療用ガスの販売業者から備蓄倉庫等の被害状況及び在庫状況の報告を求める。
- ② 医療ガス協会県支部は①の報告を取りまとめ、県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）に報告する。
- ③ 医療ガス協会県支部は、県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）からの医療用ガスの供給要請に基づき、医療用ガスの販売業者を通じて医療用ガスを速やかに供給する。
- ④ 医療ガス協会県支部は、自らの車両等を使用して医療用ガスを目的地へ供給する。ただし、陸上の輸送手段が失われている場合又は交通が途絶し、若しくは交通状態が悪く派遣に相当の時間を要するなどの場合は、必要に応じて、緊急車両、ヘリコプターその他の輸送手段について、県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）に要請する。

(8) 県医療機器販売業協会

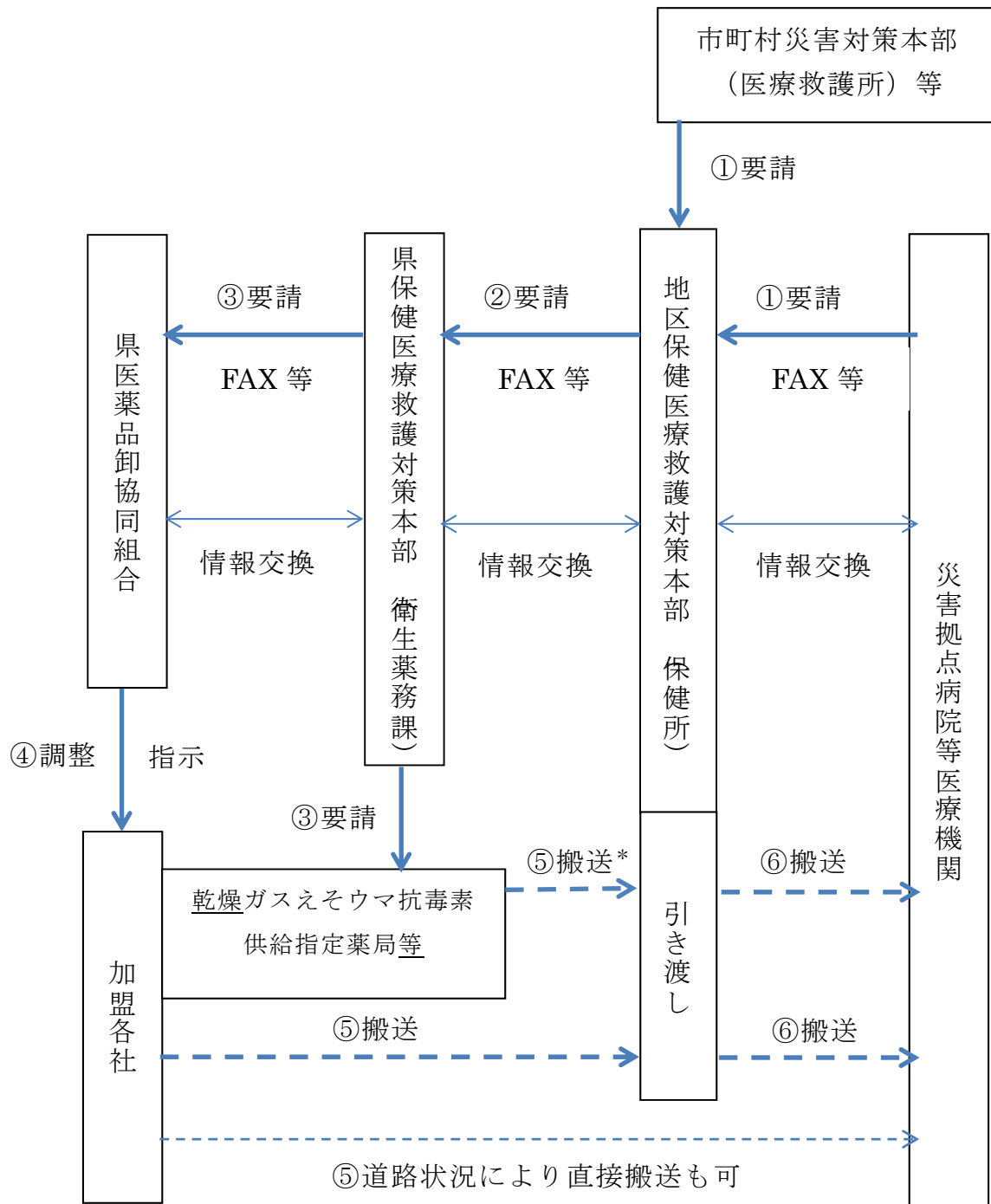
- ① 県医療機器販売業協会は、災害により大量の医療機器等の需要が見込まれる場合には、医療機器販売業者から備蓄倉庫等の被害状況及び在庫状況の報告を求める。
- ② 県医療機器販売業協会は①の報告を取りまとめ、県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）に報告する。
- ③ 県医療機器販売業協会は、県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）の医療機器等の供給要請に基づき、医療機器販売業者を通じて医療機器等を速やかに供給する。
- ④ 県医療機器販売業協会は、あらかじめ県公安委員会に対して届出している緊急通行車両等※やバイク等を使用して医薬品等を目的地へ供給する。ただし、陸上の輸送手段が失われている場合又は交通が途絶し、若しくは交通状態が悪く派遣に相当の時間を要するなどの場合は、必要に応じて、緊急車両、ヘリコプターその他の輸送手段について、県保健医療救護対策本部（衛生薬務課）に要請する。

※緊急通行車両の事前届出手続きについては、資料編 P72「緊急通行車両の事前届出手続き」参照

(9) 医薬品等の緊急搬送

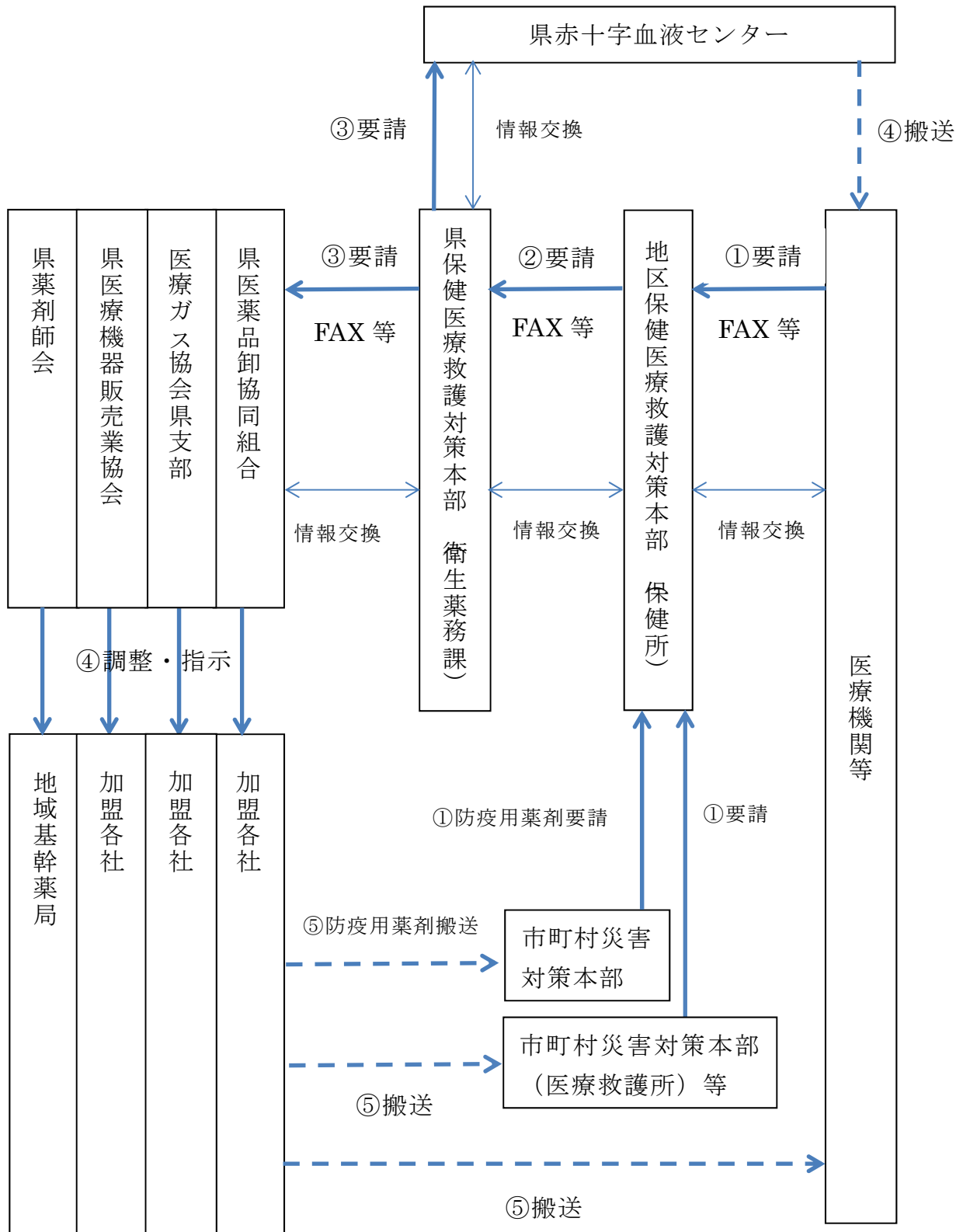
医薬品の緊急自動車及びヘリコプターによる緊急搬送については、医療救護班の緊急搬送に準じた手続きをとるものとする。

■ 県備蓄医薬品等の供給フロー

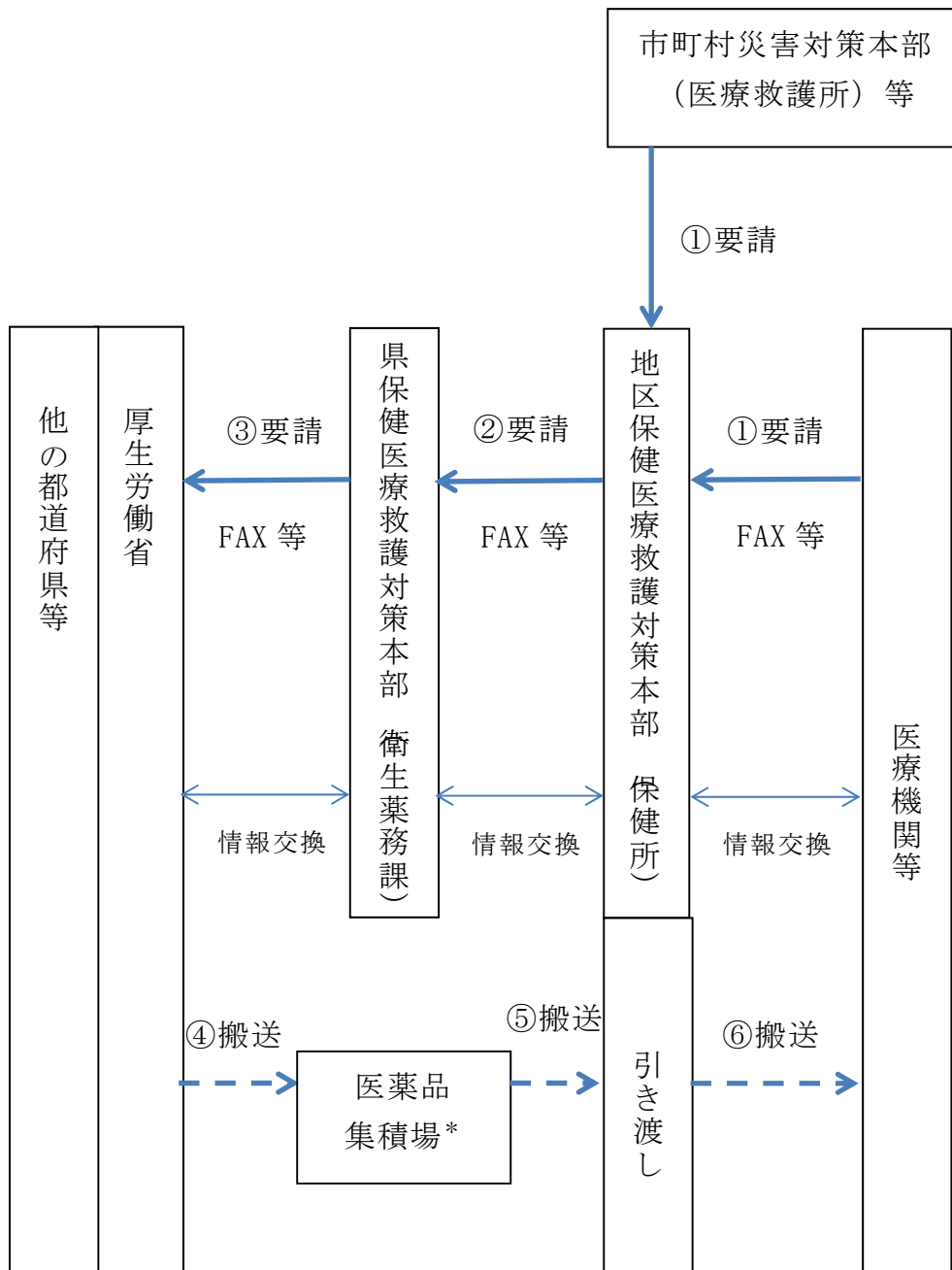


* 指定薬局が卸販売業でない場合には地区対策本部が受取に行くものとする。

■ 応急供給医薬品等及び防疫用薬剤の供給フロー



■緊急調達医薬品等の供給フロー



*集積場は発災後、県本部において設置場所を決定するものとする。